

商工神奈川

2022

10

組合あんでな

神整商・神整振フェスティバル・ 自動車整備技能コンクール取材しました！

～神奈川県自動車整備商工組合・一般社団法人神奈川県自動車整備振興会～



No.778

Contents

〈巻頭〉短期労働時間に対する健康保険・ 厚生年金保険の適用の拡大	2
組合あんでな	4
中央会トピックス	6
神奈川県からのお知らせ	8
組合Q&A	9
情報連絡員の声	10
PRひろば	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13

4ページにこの内容を掲載しています！☞



“人を「つなぐ」・組織を「むすぶ」・地域を「つなぐ”

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

短時間労働者に対する 社会保険適用拡大について

社会保険労務士法人 ことのは
社会保険労務士 益子 英之

<はじめに>

時代に合った社会保障制度の仕組み作りのため、パートタイマーなどの「短時間労働者」に対する社会保険（健康保険と厚生年金保険）の適用範囲が拡大されます。

適用拡大の背景としては、将来の年金制度維持という財政的な側面もありますが、パートタイマーや嘱託として働く人が増えるなど労働者の働き方の多様化が進んでいく中で、企業で働く多くの方が、傷病手当金や出産手当金の支給、将来受け取る年金額の増額、障害を負った際の障害年金、亡くなった後の遺族年金の支給など、国民健康保険・国民年金よりも手厚い保障が受けることができる健康保険と厚生年金保険に加入することで、より安心して暮らせる社会を構築していこうという考えがあります。

<変更内容について>

今回の適用拡大のポイントには「対象者の要件」と「企業規模の要件」があり、それぞれ法改正に伴って変更が行われます。

1. 「対象者の要件」の変更

これまで短時間労働者が社会保険に加入する要件として、「フルタイムに近い働き方(週の所定労働時間が概ね4分の3以上)であること」が求められていました(例えば、正社員などフルタイムで働く労働者の週所定労働時間が40時間の場合、週所定労働時間30時間以上働くことが必要でした)。

これが令和4年10月1日からは、次の①～④の要件をすべて満たす短時間労働者は社会保険に加入することが義務になります。

- ① 労働時間：週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 賃金：月額88,000円以上(年収106万円以上)であること
- ③ 勤務期間：継続して2カ月を超えて使用される見込みがあること
- ④ 学生ではないこと

- ① 労働時間については、就業規則や雇用契約書等で書面のうえでは週20時間未満と記載されていても、実態として週20時間以上働いているケースがあると思います。この場合の判断としては、実際の労働時間が連続する2カ月で週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続くことが見込まれるときは、「実際の労働時間が週20時間以上となった月の3カ月目の初日」に被保険者の資格を取得することになっています。

また、④学生の方は適用除外とされていますが、休学中や、いわゆる社会人大学院生等は「学生でないこと」に含まれないことにご注意ください。

2. 「企業規模の要件」の変更

現在も被保険者が常時501人以上の大企業などでは、前述した一定要件を満たす短時間労働者の社会保険加入が義務化されていますが、これが次のスケジュールで常時500人以下の中小企業に対しても段階的に適用拡大されていきます。

- ・ 令和4年10月1日～：被保険者の総数が常時101人以上の企業
- ・ 令和6年10月1日～：被保険者の総数が常時51人以上の企業

なお、一旦、適用事業所に該当した後は、その後被保険者数が減少して100人以下(50人以下)になった場合であっても引き続き適用事業所として扱われます(ただし、被保険者数の4分の3以上の同意を得て適用事業所でなくなることも可能)。

<実務上のポイント>

1. 自社が適用事業所に該当するかどうかの確認

企業規模要件に該当する企業には日本年金機構から通知が届きますので、適用事業所になることについて自社での手続きは不要です。また、現時点で規模要件を満たしていない企業は、自主的に判断して今後該当することになったときには速やかに届け出ることが必要になります。なお、直近12カ月のうち6カ月で基準を上回ると日本年金機構から通知が届き職権で適用事業所とされます。

2. 新たな加入予定者の意向把握

企業は短時間労働者の働き方を再確認し、加入要件を満たす方に対しては社会保険加入の有無について事前に本人の意向を確認することと同時に、今後の働き方についてよく話し合いをしておくことが大切になります。

新たに社会保険に加入をすることになる方には、社会保険料の負担が発生することと併せて加入することのメリットも伝えます。そして労働時間の延長や正社員への転換、保険料負担によって手取り額が少なくなるなど賃金をアップさせるなど、労働条件の変更についての意向も確認しておくとい良いでしょう。

加入要件を満たす短時間労働者の中には、配偶者の勤務する会社から支給されていた家族手当が支給されなくななどの理由から、引き続き配偶者の扶養範囲内で働くことを希望する方もいると思います。本人が社会保険への加入を希望していない場合や加入しないことについて労使間で合意をしていたとしても、要件を満たしているのであれば加入は義務ですので、その場合には労働時間を抑えて加入をしないようにするなど労働条件の見直しが必要になります。

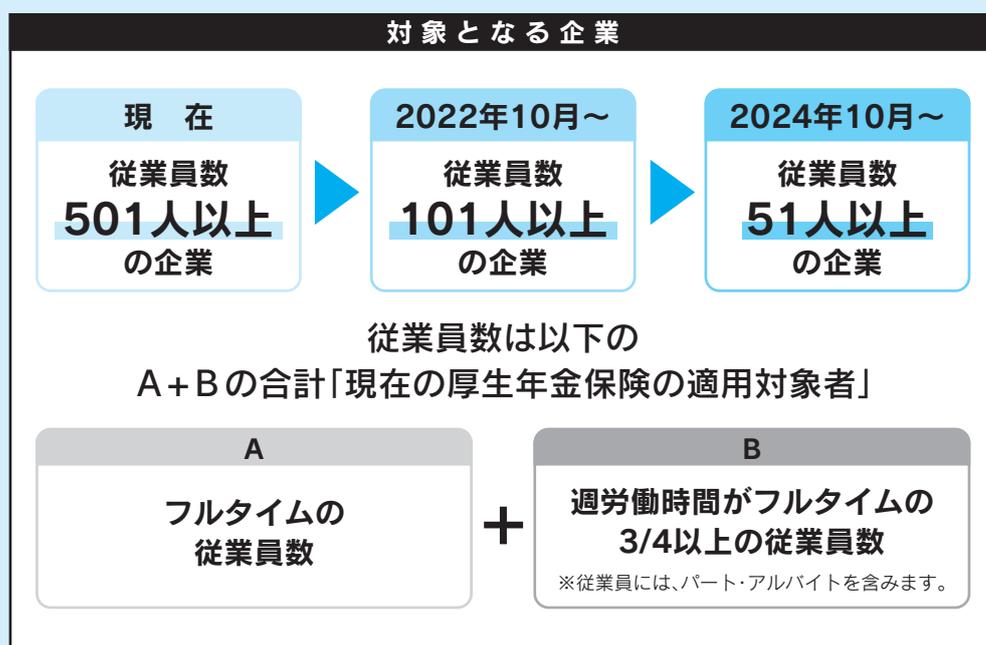
そして、被保険者が増えれば企業にとっても社会保険料の負担も増えることになります。企業は適用拡大後の社会保険料を算出し、必要な場合には労働者の賃金の引き下げや採用の抑制等、企業全体の雇用方針の見直し対応も必要になるかもしれません。

企業の規模

新たに対象となる企業は段階的に拡大されます。

従業員数の数え方

従業員数は現在の厚生年金保険の適用対象者数です。



【厚生労働省 社会保険適用拡大ガイドブックより抜粋】



神奈川県自動車整備商工組合・一般社団法人神奈川県自動車整備振興会

第40回神整商・神整振フェスティバルを開催しました！

神奈川県自動車整備商工組合(神整商)と一般社団法人神奈川県自動車整備振興会(神整振)は、令和4年9月11日(日)、パシフィコ横浜において「第40回神整商・神整振フェスティバル」を開催しました。当イベントは、組合員の親睦と連帯意識の高揚を図ることを目的に昭和58年から開催されており、今回で40回目の開催となります。



実行委員による挨拶



各支部による特産品販売

フェスティバルでは、機械工具等の展示・実演販売のほか、各支部による特産品等の販売、お楽しみ抽選会、「仮面ライダーリバイス」ショーなど、家族ぐるみで楽しめる内容が企画され、組合員・会員とその家族など多くの来場者で賑わいました。

令和4年度 神奈川県自動車整備技能コンクール

会場では同時開催で自動車整備技能コンクールが実施されました。コンクールには、神奈川・神央・藤沢・小田原・戸塚・川崎北・川崎の7支部の代表者が参加し、日頃の腕を競いました。今回の競技テーマは「先進運転支援システムを支える日頃の点検整備」で、審査はアドバイザー競技(300点)・実技競技(600点)・基礎作業競技(100点)の項目で行われました。優勝チーム(藤沢支部)は令和4年11月26日(土)に東京ビックサイトにおいて開催予定の全日本自動車整備技能競技大会に神奈川県代表として出場します。



アドバイザー競技：
車両受け入れ問診作業



競技中の様子



競技会場には、選手の家族や支部の仲間が応援に駆けつけました。選手が不具合箇所を見つけると拍手が沸き起こり、選手を励ました。

令和4年度は藤沢支部の神中興業株式会社遠藤氏・南出氏が優勝しました。藤沢支部は応援の人数が多く、観客に注目されていたのが印象的でした。

【問合せ先】 神奈川県自動車整備商工組合 TEL: 045-933-7901

「組合員の利便性を追求したDX化の取組」 ～コロナ禍でも積極的な組合事業活動を展開～

協同組合全日本通訳案内士連盟

協同組合全日本通訳案内士連盟は、通訳案内業法(現：通訳案内士法)に基づく全国通訳案内士の資格を有する事業者で設立された組合です。現在1,000名を超える組合員が加入しており、通訳案内業務の受注の受け皿としての機能に加え、国際会議、見本市、芸術祭などにおける通訳や翻訳など多岐にわたる相談窓口となるよう活動しています。今回、組合のDXの取り組みについて松本理事長にお伺いしました。



DX化の第一歩 ～ 積極的なweb・オンライン活用による活路 ～

組合員は士業であり個人での活動が主となるため、組合で蓄積されたノウハウの共有や、組合・組合員から情報提供を受けられることが大きなメリットとなります。そのため、組合からのお知らせメールや、組合員同士が自由に書き込み、様々な情報交換ができる「知恵の輪」というメーリングリストを立ち上げ、必要な情報を素早く得られる環境を整備しました。

さらに、2018年4月の改正通訳案内士法施行により、全国通訳案内士は5年に1度「通訳案内研修」を受講することが義務付けられ、組合でも同研修をオンラインで開催するようになりました。2019年からは、Zoomを使ったオンライン形式での開催を始め、組合員から好評を得ることができました。そのため、他の講習会もオンライン形式で開催するようになりました。

このような中、2020年の新型コロナウイルス感染拡大によって訪日観光客は激減し、通訳業務自体がほとんど無い状況に陥りました。こんな時だからこそ積極的に情報提供をしようと考え、従来よりも多くの研修会をオンライン開催し、録画した動画を組合員専用のHPで1週間無料配信しました。さらに、通訳案内士の新人研修や組合説明会もオンラインで開催、HPで動画公開と積極的に情報公開に取り組み、多くの新規組合加入者を集めることができました。

DX化による共同受注事業の効率化

～ 組合員の自己PRにもつながる ～

共同受注におけるDXについても積極的に取り組んでいます。旅行代理店等から依頼のあった案件に対応できる組合員を素早く把握するために、各組合員のスケジュールをシステムに入力してもらい予定を把握、その中で案件に対応できるスキルがある組合員に一斉メールで案件を伝えることができるシステムを構築しました。これによって、組合員の受注機会の平等性の確保、受注者決定の時間短縮が可能になりました。

また、組合HPに組合員の紹介ページを設け、組合員が外国語(英語など)でPRするバーチャル履歴書的なYouTube動画も掲載し、通訳ガイドのスキルなどを旅行代理店等に見てもらえるようにしました。これにより直接指名を受ける組合員も出て来ています。また、作成したYouTube動画は、組合員が自ら旅行代理店等にPRする際の貴重な資料となっています。



※組合HPはこちらのQRコードからご覧いただけます。

DX化による成果 ～ さらなる改善を目指して ～

組合員にとって何が最適かを検討してDX化に取り組んだ結果、コロナ禍でも組合事業を継続することができました。今後もDX化に取り組むことで、組合員にとっての利便性の向上、共同受注の手続きの効率化ができると考えています。今後も組合発展のため積極的にDX化に取り組むつもりです。

【お知らせ】

神奈川県中央会では組合のDX化(デジタル化)相談に応じています。
詳しくは、活性化支援部(TEL 045-633-5133)までお問い合わせください。
今後も各組合で取り組んでいるIT推進・DXについて、ご紹介していきます。

株式会社栄屋製パン(神奈川県パン・米飯協同組合 組合員) パンの耳を原材料としたクラフトビール「upcycle(アップサイクル)」を販売開始

神奈川県パン・米飯協同組合の組合員である株式会社栄屋製パンが、令和4年6月1日より食パンの耳を原材料としたクラフトビール「upcycle」を販売開始しました。第一段では、ペール・エール、コーヒー・スタウトなど4種類のクラフトビールを販売開始。個性豊かなテイストなためシチュエーション・好みに合わせて楽しむことができます。商品は、「upcycle」のホームページから購入が可能です。



【upcycle ビール】

サンドイッチ用食パンの不要となる耳部分を原材料としたサステナブルなクラフトビール。各地域にあるクラフトビールメーカーと協同して商品開発を行う。メーカー（醸造家）の独自発想が活かされているため、4種類それぞれ味や香りが異なる個性的な製品となっている。

食料品の中でもパンは大量に廃棄されています。栄屋製パンでもサンドイッチ用食パンの耳はロスとして家畜の飼料としていました。フードロス問題に取り組む中で、海外のベーカリーがパンの耳を原材料としてビールを作っていることを知りました。これなら当社でも取り組める！と思い今回商品開発に至りました。



展示会「PROJECT TOKYO Aug」に出展しPRを行う吉岡専務(左)と梅田社長(右)

【記事に関するお問合せ先】

株式会社栄屋製パン(神奈川県海老名市国分南2-5-41)

TEL: 046-231-0862

URL: <https://upcycle-beer.com/>

※「upcycle」は(株)栄屋製パンの新ブランド「Boulanferme」から販売されています。



CHU-OUKAI

中央会トピックス

TOPICS

第10回 中央会役員懇親ゴルフ大会を開催

本会は、令和4年9月1日(木)、戸塚カントリー倶楽部(横浜市旭区)において、中央会役員懇親ゴルフ大会を開催しました。当日は、早朝の雷雨の影響によりスタートが遅延する中、18ホール新ペリア方式によるラウンドコンペとして実施し、本会役員など19名が参加しました。このゴルフ大会は、本会役員の一層の交流促進を目的に開催しているもので、今回で10回目の開催となります。

今回の優勝者は、神奈川県綾瀬工業団地協同組合 理事長 丸山裕司氏(本会副会長)でした。



第10回中央会役員懇親ゴルフ大会優勝者(丸山副会長)



挨拶をする森会長

令和4年度中小企業団体交流大会 開催のお知らせ

昨今、新型コロナウイルス感染症、ロシア・ウクライナ情勢の影響により景況感が大幅に変化しています。そのような難しい経営環境の中で事業承継は後回しにされる傾向が見られますが、現在の経営者層を占める団塊世代が75歳以上となる2025年を目前に控えていることから、事業承継についても差し迫った課題となっています。

本交流大会は、「承継」をテーマとして、事業承継と社内改革でブランドリニューアルに成功した中小企業の事例、青年部の活性化による次世代への組合承継事例をご紹介します。企業や組合の事業承継の一助になればと考えていますので、たくさんのご参加を心よりお待ちしております。

【開催概要】

開催日時： 令和4年**11月18日(金)** 14:00～18:30 ※受付13:30開始

開催場所： 横浜ベイホテル東急 B2F クイーンズ グランド ホールルーム
(横浜市西区みなとみらい2-3-7)

参加費： お一人 10,000円

※お申し込み後にFAXにて発行する「受講票」に記載されている金額を口座番号宛に事前にお振り込みをお願いいたします

開催内容： ①講演会 14:10～15:30

「事業承継と社内改革 ～クルミツ子のブランドリニューアルに学ぶ～」

株式会社鎌倉紅谷 代表取締役 有井宏太郎 氏

②パネルディスカッション・事例紹介 15:40～16:40

「青年部の活性化による次世代への組合承継」

コーディネーター：中小企業診断士 小室洋樹 氏

パネラー：①神奈川県電気工事工業組合 青年部会

②湯河原温泉旅館協同組合 青年部

③神奈川県自転車商協同組合 青年部

④神奈川県型枠工事業協同組合 青年部

③交流懇親会 17:00～18:30

【お申し込み方法】

下記の国会ホームページの申込チラシに必要事項をご記載の上、FAXいただくほか、申込フォームからも直接お申し込みいただけます

URL：<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/archives/10686>



【講師プロフィール】



株式会社鎌倉紅谷

代表取締役 有井宏太郎 氏

1979年鎌倉市生まれ。2001年に合資会社紅谷、現在の株式会社鎌倉紅谷に入社。2008年、29歳で3代目代表取締役に就任。「クルミツ子」ほか商品の第1弾ブランドリニューアルを実施し、新しい顧客層の獲得に成功。2012年、第25回神奈川県名菓展菓子コンクールにて「クルミツ子」が最優秀賞を受賞。2018年、第2弾ブランドリニューアルを実施するとともに、本店の改装および、カフェ事業を立ち上げる。代表取締役就任時と比較すると現在の当社の年間売上は11.4倍の45.4億円、従業員は10倍の約300人、直営店も10か所に増加している。

「おいしい」の先にある気持ちが一番大切にする、をビジョンに掲げ、おいしさはもちろん、わくわくやときめきなどお菓子やサービスを通した顧客感動機会の更なる創造を目指している。

【お問合せ先】

国会 組合支援部 TEL：045-633-5132

令和4年度 神奈川県商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金 二次募集のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等の活性化及び地域における消費を喚起するため、商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金の二次募集を開始します。一次募集では、多くの商店街団体等からご申請いただき、支援しています。ぜひこの補助金をご活用ください。

*ご応募される際は必ずHP及び募集要項をご確認ください。

「商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金」概要

補助対象者	商店街団体、商工会、商工会議所 等
補助対象事業・補助対象経費	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等がプレミアム商品券を発行する事業 ①プレミアム商品券のプレミアム(割増)分 ②プレミアム商品券の券面の発券に係る印刷費 ③プレミアム商品券発行事業の周知に係る広告宣伝費
補助率	補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く)の 4分の3以内 ※算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てとなります。
補助額の上限及び下限	補助額の上限 ・1商店街(令和4年4月1日時点の正会員数が40以下の団体)当たり 100万円 ・1商店街(令和4年4月1日時点の正会員数が41以上の団体)当たり 200万円 ・近接する複数の商店街団体等が連携して実施する場合 最大500万円 ^{※1} ※1:上記の正会員数に応じた上限額は、連携して実施する場合にも適用されます。 補助額の下限 ・ 15万円
主な補助要件	・新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等の影響が生じていること。 ・令和4年4月1日時点で、規約・会則等により代表者の定めがある組織で構成されており、かつ、3か月以上の活動実績があること。 ・「感染防止対策取組書」、「マスク飲食実施店認証制度」及び「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわ Pay)」を推進していること。 ・基本的な感染防止対策である「MASK- マスク -」を徹底すること。
アドバイザー派遣	事業の円滑な実施や結果の検証のために、必要に応じて専門家をアドバイザーとして派遣します。
申請期限	令和4年12月16日(金)(消印有効) ・遅くとも 事業開始10日前 までにご提出ください。 ・受付は 先着順 となります。 ・予算額に達した時点で募集を終了します。

本事業の問合せ先

産業労働局 中小企業部 商業流通課 商業まちづくりグループ
☎045-210-5612

詳細はHPをご確認ください

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/corona/r4premiumshien.html>



組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第61回



社会保険労務士法人ことのは
社会保険労務士
益子英之先生

Q. 弊社は残業が多く、中には1か月60時間以上残業をする社員もいます。来年から残業代の計算方法が変更になると聞きましたので詳細を教えてください。

A.

労働基準法では、労働者が1週間40時間、1日8時間の法定労働時間を超える時間外労働をした場合には、通常の賃金単価に25%以上の割増率をつけて残業代を支給しなければならないことになっておりますが、来年よりの割増率の扱いが一部変更になります。

これまで残業を何時間行ったとしても25%の割増率で計算をしていた割増率ですが、2010年4月1日に行われた労働基準法改正において、労働者の健康を確保することを目的とした働き方改革取り組みの一環として、特に長い時間外労働を強力に抑制することを目的に、労働者が1か月60時間を超える残業(法定時間外労働)をしたときには、50%以上の率で計算した割増賃金の支払いをすることが定められました。すでに大企業では先行して当該ルールが適用されています。

中小企業に対しては当分の間は猶予期間が設けられていましたが、この猶予期間が終了し、いよいよ2023年4月1日からは中小企業にも適用されることとなります。

<注意ポイント 深夜割増賃金との関係>

今回の割増率の改定は、残業(法定時間外労働)のみであり、法定休日労働の割増率(35%以上)と深夜業の割増率(25%以上)に変更はありませんので注意してください。

そして、あくまで「1か月の起算日からの時間外労働数を累計していった60時間を超えた時点から50%」なので、月60時間までは今まで通り25%で計算して構いません。

よって、1か月60時間を超える時間外労働が深夜時間(22:00~5:00)に及んだときは、75%(50%+25%)以上で割増賃金の計算することになりますが、60時間以下で行われた深夜残業代は、50%(25%+25%)以上でよいということになります。

<注意ポイント 法定休日との関係>

1か月60時間のカウントには、法定休日(例えば日曜日)に行った労働は含まれません。それ以外の休日(例えば土曜日)に行った時間外労働はカウントに含まれます。

なお、労働基準法は、法定休日を特定することを要求していませんので、必ずしも日曜日が法定休日と定められているわけではありません。このため、法定休日がどの日を指すのかが決まっていない企業は、この機会に明確にしておくとい良いでしょう。

<注意ポイント 代替休暇>

1か月60時間を超える引き上げ分の割増賃金(プラス25%分)の支払いに代えて、有給の休暇を付与する制度を設ける対応をすることも可能です。1か月60時間を超えた場合でも25%で計算し、その代わりに休暇に振り替えることができます。

その場合には、運用に関するルールを労使協定で定める必要があります(労働基準監督署への届け出は不要です)。

労使協定で定める具体的な項目は次のとおりです。

- ①代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ②代替休暇の単位
- ③代替休暇を与えることができる時間
- ④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

<注意ポイント 36協定の締結>

1か月60時間を超える法定外時間外労働をさせるためには、特別条項付きの「36協定」の締結、届出が必要になりますので、現在の36協定の見直しも行うようにしましょう。

中小企業に対する時間外労働の割増率引き上げは、自社の働き方を見直す良いきっかけにもなります。残業が多い会社(特に月60時間を超える時間外労働が常態化している会社)は、今回の割増率引き上げによって人件費の大幅な増加になる可能性もありますので、長時間労働の抑制に向けた対策も検討して頂ければと思います。

長時間労働が発生している原因は何か、特定の部門や人に偏っていないかなどの分析をし、自社にあった解決に向けた取り組み(例えば、社員の能力向上教育、労働時間に対する意識改革(事前申請の徹底など)、業務効率化、適性人員の確保、変形労働時間制の導入、取引先への協力依頼など)を考えていきましょう。

組合個別 専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和4年

11月2日(水)

「zoom」による
オンライン相談
もできます。

午後1時~4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

製造業

食 **パン** 売上は各社により異なり平均するとやや増加か。(酷暑とコロナによりイベントが減少、店売りも停滞だが対前年は価格転嫁が進みや増加)収益状況は原材料、ガソリン、水道光熱費大幅上昇により悪化している。イベントの先行は見え、原材料、電気、ガソリン価格上昇で景況は先行き不安。

料 **酒造** 令和4年度7月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比123.25%と上回った。内訳は吟醸酒130.00%、純米吟醸112.72%、純米酒117.39%、本醸酒109.22%となった。特定名称酒以外の普通酒は対前年比99.41%と下回り、合計で対前年比120.42%と前年を上回る結果となった。

品 **ひもの** 電気料金値上げをはじめ諸原料の高騰、円安等で厳しい経営を余儀なくされている。一方、新型コロナによる行動制限は緩く一部に観光客等の増加が見られたが全国的には感染者数は減少せず夏休み、盆休みがあったにも関わらず干物売上は厳しい状況のまま終わった。

木製材 **家具** ウッドショック以来の材料費高騰の1年となり、ピークを打った状態。対抗策として企業は販売価格の値上げに踏み切らざるをえないが、多くの中小企業は苦慮している。

印刷 **製本** コロナ禍が始まって最も仕事量が少ないとの声が多かった。毎月のように資材の値上げがあり、10月には最低賃金の上昇や社会保険の適用拡大による取引先のコスト増が懸念され、状況はますます厳しいものになると思われる。

化学・ゴム **石油製品** 輸入原料の建値の上昇、為替の円安も加わり、仕入コストが大幅に増加しており、販売価格への転嫁が追い付けない状況である。このような中、ユーザー購買も度重なる価格改定に対し、強気の対応となり、以前までの「価格よりも供給優先思考が変化しつつある。また、「原材料の値上げに続き、入手についても困難な状況になってきた。」という情報もあった。

土石製品 **砕石** 引き続き神奈川県内の生コンクリートの出荷が減少したため骨材の出荷も減少した。今後セメントの再度の値上げが予定されているため生コンクリート需要が不透明な状況となっている。

鉄 **塗装** 前期は大型一括受注案件があり、売上利益とも過去最高であった。今期は従来売上に戻り、利益は確保されている。8月は夏季休暇の影響と半導体不足により生産停滞のため受注、売上とも不調。半導体不足の影響が長期化するかが懸念材料である。日野自動車の減少、影響あり。

鋼 **工業団地(相模原市)** 操業度を反映する8月の共同受電量は前月比-0.78%であった。(前年同月比+0.25%)電気料金の高騰により、企業は節電対策を独自に策定し実施している。

金 **工業団地(相模原市)** トラック・バスでメーカーの不正問題があり大きな影響があるが、それと同じくしていまだに部品供給が良くない。市場は受注が旺盛であり納車まで1年以上待つ車種もある中増産は対応しきれていない。それに引きずられ、中小企業についても増産傾向とは言えずにいる状態。

属 **工業団地(伊勢原市)** 部材調達難や価格高騰に対して自社努力でしのいでいるが厳しい。

金属製品 自動車、携帯等々半導体不足による仕事の受注量の減少が2ヶ月前あたりからみられる。給与UPにつなげていない。資源高、材料費高であるが価格に転嫁できていない。

その他 **工業中心の複合業種(川崎市)** 受注は増えているが原材料の高騰、電気料金の値上げ等が響き収益には反映されていない。数ヶ月前に価格転嫁はできたものの、更なる値上げに先が見通せない企業もある。また、今後の値上げ、コロナ感染拡大時の借入の返済開始等、厳しい状況は続く。

の **工業中心の複合業種(川崎市)** 電気料金が昨年同月と比較すると約50%増となっている。インフレのための鋼材その他の値上げに対し、十分な価格上昇が確保できず、収益悪化傾向にある。

製造業 **工業中心の複合業種(厚木市)** 半導体関連の動きが活発化されているが納品に時間がかかっている。コロナ禍の生活環境の変化により、受注変化への対応が求められる。原油、原材料の高騰が顕著であり、売上増加も価格転嫁の遅れにより収益は悪化。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
	全体	-20.3%	-15.2%	25.7%	-14.9%	-40.5%	-27.4%	-4.8%	-9.5%
製造業	-28.6%	-19.0%	23.8%	-9.5%	-52.4%	-23.8%	-4.8%	-4.8%	-42.9%
非製造業	-17.0%	-12.0%	26.4%	-17.0%	-35.8%	-28.8%	—	-11.3%	-32.1%

【天気図の見方】 各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KI)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKI値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方に表した。KIとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸

菓子卸 売上は変わらず3割減が続いている。コロナ感染による人手不足、ガソリン価格の高騰による輸送費の増加、旧盆前後のイベントの中止と厳しい状況が続いている。

卸団地 売上は前年同月比増加となったが、新型コロナ禍以前(2年前)と比較した場合、依然減少している状況。(一部企業では、2年前比増収)一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあるが、取扱商品・販売ターゲットによって業績格差が顕著に表れている。アフターコロナによる世界的な需要増とロシアのウクライナ軍事侵襲等による原油高、半導体不足、小麦不足等によって、海外調達遅延、仕入価格上昇、物流経費増加によって受注失墜し売上減少しているものもあり、又仕入価格上昇などの変動費増加が収益悪化に表れている。現時点では、仕入価格の上昇を販売価格に中小企業が転嫁することが、厳しい状況。9月以降に変動費増加分を販売価格に転嫁実現できるか否か、企業特に中小企業の事業継続の鍵を握るものと思慮。

売

リサイクル(横浜市) 【新聞・雑誌】韓国メーカーの購入量減少と共に徐々に下落しているが、新聞においては一時的な超高値はなくなりつつあるもののアジアでの玉不足に変わりはなく、日本品の価格は当面高水準で推移するものと思われる。また、雑誌は落ち着きを取り戻している。【段ボール】中国需要の低迷により下落基調に変わりはなくその回復がない限り弱含みが続くものと予想する。ただし、これから年末に向け繁忙期に入るため大幅な値崩れは考えにくい。

リサイクル(大和市) 古紙市況は市中回収量低下による問屋在庫が低水準となっており、関東圏の問屋在庫率は約11%まで低下してきた。また、輸出に関しては、主力のダンボール古紙が大幅な値下がりとなってきており、今後発生量増となる年末に向けての動向が注目される。鉄スクラップ市況は、アジア向けの輸出市況の上昇や国内の夏季減産期が明けていく状況から続騰傾向が見られている。アルミ市況は、秋以降需要増の期待が見込まれていたが、自動車産業の増産が来年以降にずれ込む状況が予測されており、年明け以降の挽回を想定する動きとなってきた。

業

料理材料卸 昨年対比売上は増加傾向にあるが、コロナ前の売上には程遠い状況。特に7月中旬からは戻り方が低調で、8月お盆明けの減少が著しい。食品は円安が続いている中で、輸入品の価格の上昇が激しく、その上ウクライナ情勢はじめコロナの感染収束も見られず、品薄商品・品切れ商品が発生している。また、価格の上昇分をすべて売価に転嫁もできず苦勞していることから粗利率も下がっている。

小

菓子 菓子業界は夏季は厳しい。酷暑のため今年は特に悪い。

化粧品 コロナの影響で来店されるお客様が減少している。さらにネット通販などの影響もあり苦戦している。

電化製品 エアコン等、夏物商品が意外に伸びなかった。

青果(小田原市) 北海道産の野菜は夏の盛りから翌春まで市場の主力となるが、昨夏に猛暑と少雨に見舞われ高値が続く、不足分を他産地でも補いきれず、ジャガイモなどは高止まりしたが、今年は雨に恵まれ玉葱などは肥大化傾向にあり、9月から始まる学校給食もお手頃価格となりそうだ。

売

青果(横須賀市) 8月も前月に続き猛暑、豪雨の影響を受け野菜果実ともに、入荷が安定せず相場も乱高下を繰り返し、仕入、荷揃えでは苦戦を強いられた。高値であった玉葱は北海道産の入荷が始まり相場も落ち着き始めた。夏休みで給食需要もなく猛暑続きで客足悪く、小売りが厳しい状況の中で販売となった。輸入品は円安・物流経費増加の影響が依然入荷量は少なく、高値が続いている。総体的には高値であったため販売量前年比90%・販売高前年比100%であった。

鮮魚 今シーズンもサンマ漁はよくないスタートである。輸入冷凍魚は全体、それを原料とする加工品も値上げが止まらない。納入物資も代替品を提案するが受け入れられず、利益を圧迫している。

燃料 8月に入り、円建て原油コストは下旬にかけ、ドバイ・オマーン平均はリッター当たり1円60銭ほど引き下がった。原油価格の軟化を受けて、2週ぶりに下落している状況。また政府による燃料油補助金の支給額は前週から1円台の減少があり、元売仕切価格の下げ幅を圧縮する状況である。今後は需給タイト化が継続するものと考えられる状況が続くものと見られる。

業

共同店舗 コロナにより悪化し、いまだ前の状況には追いつかず。

タイヤ販売 9月より一部タイヤメーカーが値上げを発表しており駆け込み需要で売上は若干上がっている。他メーカーも10月より値上げを発表しているが今年に入ってから2回目の値上げということも駆け込み需要は少なくなっている。アクティビティも若干上がっているが需要は悪くない。

商

商店街(川崎市) 天候面で例年以上に暑い日が続く、日中の通行量は少ない状況なので、売上は昨年と比較して厳しいお店が多いようである。

店

商店街(横浜市) 原材料の高騰と価格上げがしにくい状況で利益は減少している。特に飲食店の自粛行動は売上に影響している。

街

商店街(藤沢市) 飲食や食品以外を扱う物販店舗では、6割強の店舗が前年売上を超えている。逆に、生鮮・加工食品を扱う店舗では競合他社の影響が1割しか前年売上を超えていない。売上が伸びない店舗は最低賃金引き上げに伴い、販売価格に賃金上昇分を転嫁出来ず、より収益悪化が懸念される。

サ

温泉旅館・ホテル 昨年の夏休みに比べると客数、売上共に大幅増。お盆以降は高稼働で推移した。原材料の高騰で宿泊料金を多少値上げした施設と今後値上げを検討している施設が出始めている。

ス

医療業 【薬剤】9月末までの薬剤価格交渉を妥協しなければならぬが、卸との価格差は大きく乖離しており、薬局の経営を圧迫することが予測される。【給食】電気代(電力)が新電力からの一方的な解約により、電気料金が1.8倍に増えた(100万円→180万円)。これは年間すると1000万円の費用増となり、年間4億円弱の収益しかない事業として大きな痛手である。【コロナ禍における病院経営】コロナ入院受入病院は補助金による史上最大の利益を上げている。一方、コロナ患者を受け入れていない病院は経営悪化が激しく、コロナによる病院経営の二極化が進んでいる。

ス

ファイナンシャルプランナー 令和4年度下半期が近づいてきたがコロナの影響で先行きが不透明である。

ス

情報サービス業 売上はほぼ順調であるが、下期は不透明である。

業

建築設計 建設業界においては、用途別着工面積では、工場・物流・倉庫が堅調に増加しているが事務所・店舗は減少している。建設資材の価格は、高止まり状況が継続しており、建築価格に上乗せをする方向に向かっている。

柔道整復師 5月施術分の総費用額で対前年同月比97.4%になり、5月は少し上昇傾向がみられたが、その後猛暑とBA5の蔓延で来院者が激減し、再び景気悪化に向かっている。この秋にまた新たな変異株が発生すると、対面事業種である我々の業界もさらに景気は悪化するものと思われる。

建

管工事 民間投資が依然として低需要で低迷し、業界は苦戦している。一方、公共事業は上期発注分が出そろい、しばらくは発注が期待できそうもない。景気回復による建設投資の増加に大いに期待したい。

設

電気工事 材料費の高騰。

業

空調設備工事 いまだに工事が少ない。材料などの値上げて受注金額が合わなくなっている。その他に原油の高止まりや人件費等で利益が出ない。

運

畳工事 コロナ禍により仕事を先に伸ばしたいというお客様もいる。組合通しの資材購買売上も横ばいの状況である。8月30日大手の畳業者が民事再生法の適用を申請。

輸

道路貨物 上昇傾向が続いていた燃料価格も若干下がったが依然高止まりである。8月に入り原料不足により夏休みを長くとする工場も多く、物量は減少傾向が続いている。燃料を含む物価高による値上げを荷主に説明するも、輸送事業者を多く使っている大手荷主ほど理解を得られず、経営が苦しいため原価割れで荷量を増やす事業者もあり、さらに値下げを要求する荷主も未だに見られるなど、厳しい状況が続いている。鋼材や機械類を主とした重量物輸送の回復が鈍く、未だコロナ前の5~7割程度となっている。自動車業界としては日野自動車の影響が大きく、新車購入に係わる納期が一段と長くなっており、納入まで1年以上となることが多い。中古車両も新車並の価格となっているため購入が難しく、新しい仕事への対応が難しい状況となっている。

業

道路貨物 国内貨物輸送・海上コンテナについては8月初旬は輸送量微増・8月中旬以降は前同並み。

タクシー 新型コロナウイルスまん延防止策としての行動制限がなく、お盆時期の移動が好調で利用者が増加し売上高が増加した。

その他の非製造業

歯科技工 原材料の値上がり響き収益状況は悪化した。夏季休暇があり平均月よりは売上も少なく前年同月より受注も減り資金繰りも悪化した。国民皆歯科検診の推進が政府の「骨太の方針」に示されたことに賛否両論がある。メーカーなどの関連企業では、歯科に多額の予算が付くと期待が大きい。

不動産 業者の高値買い、エンドユーザーの買い控えの悪循環はここ数ヶ月変わらず売買市場は厳しい条件が続くと思われる。賃貸管理業においてはコロナ禍の影響から賃料の遅れが目立つ。



カーボンニュートラルに関する オンライン相談窓口設置のお知らせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、政府が掲げる「2050年カーボンニュートラル」、「脱炭素社会」の実現に向けた取り組みを支援すべく、中小企業・小規模事業者向けのオンライン相談窓口を開設しています。

概要	カーボンニュートラルや脱炭素化に取り組む中小企業・小規模事業者に、豊富な経験と実績をもつ専門家がアドバイスを実施します。 また、省エネルギー対策の情報提供や環境経営に関するアドバイスも行います。
特徴	1. 毎週火曜日と木曜日（※祝日等除く）に経験豊富な専門家がアドバイスをを行います 2. web会議システム（ZoomもしくはMicrosoft Teams）により、全国どこからでも相談が可能です 3. 無料で何度でも相談ができます
対象	カーボンニュートラルに取り組む中小企業・小規模事業者
相談時間	毎週火曜日と木曜日 午前9時～午後5時（事前予約制、1回の相談時間は1時間）
申込方法	カーボンニュートラルに関するオンライン相談窓口HPにある申込フォームより相談申込が可能です。
相談できる内容	<ul style="list-style-type: none"> ・どのように省エネ・カーボンニュートラルに取り組んだらいいのかわからない ・自社のCO2排出量を測定する方法を知りたい ・環境配慮型の取組みをPRしたい ・取引先から自社製品・工程のCO2排出量の開示を求められて困っている ・再生可能エネルギーを導入したい ・SBTやRE100に加入するメリットや方法を知りたい ・脱炭素化へ向けた設備導入に活用できる補助金を知りたい など

本事業の問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部 企業支援課
☎ 03-5470-1564

詳細はHPをご確認ください

<https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html>



神奈川県最低賃金改正のお知らせ

令和4年10月1日（土）から、神奈川県最低賃金は時間額 1,071円（31円引き上げ）となりました。神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、全ての労働者と使用者に適用されます。

次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間毎に支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

なお、中小企業・小規模事業者向けに賃金引上げの際に活用できる（業務改善助成金※等、各種支援策、無料相談を用意しています。詳しくは神奈川県働き方改革推進支援センターまでご連絡ください。

※「業務改善助成金」は事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

【神奈川県働き方改革推進支援センター】

TEL: 0120-910-090

受付時間 平日 9:00～17:00

【お問合せ先】 神奈川県労働局労働基準部賃金室 TEL: 045-211-7354

逸 今月の品

『かながわの名産100選』より



#61 松輪サバ

三浦市松輪で一本釣り漁で捕獲されるサバは、肉付きが良く脂ののった格別な旨さから、松輪の黄金サバと称され、高級食材として使われている。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。
「かながわの名産100選」は県HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局
観光課国内プロモーショングループ
TEL : 045-210-5767(直通)

編集後記

中央会が入居しているビルで防災訓練が行われました。本会からは、中丸と坂井が参加しました。中央会では訓練参加後、防災用品の賞味・消費期限の点検を行いました。皆さんが備蓄している防



災用品の賞味期限は大丈夫ですか？この機会に1度ご確認ください。

ヘルメットがよく似合う中丸&坂井

情報調査部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
情報調査部 TEL:045-633-5134
もしくは組合担当者まで

ICG 神奈川県信用保証協会



LINE
友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



メリット

- 1 セーフティネット保証等の別枠保証もごぞいます
- 2 資金調達がスムーズになります
- 3 原則として第三者保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)



神奈川県中小企業団体中央会
ビジネスJネクスト制度のご案内



—団体業務災害補償保険制度—

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われてます！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-641-2158）までFAXしてください。

貴社名		所属組合名	
ご住所			
ご担当者名			
TEL		FAX	
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店横浜第二支社
住所：横浜市西区高島1丁目2-5(横濱ゲートタワー21階)
TEL：045-274-8916
FAX：045-641-2158

案内図



〒231-0015
横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小企業センター9階
TEL (045)633-5131
FAX (045)633-5139



<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>



JR関内駅北口 徒歩5分
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩3分
みなとみらい線馬車道駅 徒歩7分